官　告　縮　刷

官　告　事　項

食品安全基本法第21条第１項に規定する基本的事項の変更の公表について

政府は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第21条第１項に規定する基本的事項を平成24年６月29日付けで変更したので、同条第４項において準用する同条第３項の規定に基づき公表する。

平成24年７月10日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

食品安全基本法第21条第１項に規定する基本的事項

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）は、食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品供給行程の各段階において、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置が講じられなければならないことを明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定め、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとしている。

政府は、基本理念にのっとり、消費者安全の確保の観点を踏まえつつ、法第11条から第20条までに定める基本的な方針を具体化するため、法第21条第１項の規定に基づき、以下のとおり、必要な措置の実施に関する基本的事項を定める。

第１　食品健康影響評価の実施（法第11条関係）

１　基本的考え方

⑴　食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因であって、食品に含まれるおそれがあるもの、又は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な状態であって、食品が置かれるおそれがあるもの（以下「危害要因等」という。）が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。

また、食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

⑵　食品健康影響評価の実施に当たっては、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階について、特に以下の点に留意しなければならない。

①　農林水産物の生産段階

農林水産物の生産段階については、

・使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材や、O157、プリオン、カドミウム、放射性物質等の生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価・当該農林水産物が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価が行われなければならない。

②　食品の製造・加工段階

食品の製造・加工段階については、

・使用される原料、添加物、器具、容器包装若しくは洗浄剤に含まれ、又は原料等から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価・当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価が行われなければならない。

③　食品の流通・販売段階

食品の流通・販売段階については、

・使用される器具、容器包装等に含まれ、又は当該食品から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が当該食品に残留し、又は作用し、当該食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価

・当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価が行われなければならない。

⑶　法第24条第１項各号に掲げる関係各大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合については、国の内外における最新の科学的知見を踏まえ、及び関係法令（告示を含む。）の改正に対応し、適切に見直しを行う。

⑷　食品安全委員会は、緊急を要する事項については、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的に行う。

⑸　関係各大臣は、法第24条第１項各号に掲げる場合以外の場合においても、所管法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく施策が食品の安全性の確保に関するものであるかどうかについて十分に検討し、食品安全委員会に対し、適切に食品健康影響評価の実施を要請する。

⑹　食品安全委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。

なお、食品安全委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。

２　例外措置の具体的内容

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、以下に掲げる場合を除き、食品健康影響評価が行われなければならない。

⑴　当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合

具体的には、食品健康影響評価の定義を踏まえ、適切に判断する。例としては、以下の①から③が該当する。

①　使用の実態がないことによる添加物の指定の取消し、食用に係る動物が暴露される可能性のない動物用の医薬品の承認など、危害要因等と直接的には関係がなく、食品健康影響評価の結果を反映して策定することができない施策

②　食品健康影響評価の結果に基づいて策定された施策に対する違反行為を取り締まるための措置（例えば、残留農薬基準等に違反した場合における廃棄命令）

③　人の健康に影響を及ぼさない、試験法の変更及び試験法に係る規格の明確化などの措置

⑵　人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合

例としては、以下の①及び②が該当する。

①　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第６条各号に掲げる、食品の腐敗、有毒又は有害な物質の混入、病原微生物による汚染の場合

②　食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について新たな科学的知見の存在が確認されない場合、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に係る動物に使用されていないことを前提として農薬、動物用の医薬品及び飼料添加物の残留基準を削除する場合